

## 令和2年度和歌山県教育庁等不登校児童生徒支援員追加募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、公立中学校及び義務教育学校における、不登校の解消を図るため、不登校児童生徒支援員を次のとおり追加募集します。

### 1 募集要件

令和2年3月31日時点地方公務員法第16条の規定に該当しない者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 1年以上の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において教諭、その他、児童生徒と接する職に従事した経験がある者
- (2) 1年以上の民生委員、児童委員及び主任児童委員等福祉の分野の業務に従事した経験がある者
- (3) 1年以上の学校運営協議会委員、PTA役員、又は、学校ボランティア等において学校の教育活動にかかわった経験がある者
- (4) (1)以外の教育機関において1年以上の経験を有する者

#### 【参考】地方公務員法第16条：欠格条項

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 2 職務内容

- (1) 学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への支援
- (2) 適応指導教室での支援

### 3 勤務条件等

- (1) 身分 和歌山県会計年度任用職員
- (2) 勤務先 和歌山県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校  
(和歌山市・海草地方1名程度、伊都地方2名程度、那賀地方2名程度、日高地方1名程度、西牟婁地方1名程度、東牟婁地方4名程度)
- (3) 勤務時間 1日当たり4時間以内
- (4) 勤務日 年当たり40週とし、週5日以内とする。
- (5) 報酬 1時間当たり上限1,038円(交通費別途)
- (6) 任用期間 任用決定日から令和3年3月31日まで

#### 4 応募方法

- (1) 和歌山県教育庁等不登校児童生徒支援員採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て郵送する。

送付先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1  
和歌山県教育庁学校教育局教育支援課  
不登校児童生徒支援員担当者 宛

- (2) 封筒の表に「不登校児童生徒支援員申込」と朱書きする。

#### 5 募集・採用等

募集及び採用については、随時行う。

**\* 予定人数に達し次第、追加募集を終了する。**

提出書類を審査の上、面接を実施し、採用を決定する。

採用面接日、会場及び面接時間等については、後日郵送により連絡する。

#### この要項についての問い合わせ先

【担当】 和歌山県教育庁学校教育局教育支援課  
児童生徒班 指導主事 馬場 敦義  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1  
TEL 073-441-3702 / FAX 073-441-3697  
E-mail baba\_a0011@pref.wakayama.lg.jp